

台風第19号に係る災害復旧工事の不調不落対策

1 総合評価方式の対応

(1) 災害復旧工事を難工事として発注

⇒ 県土整備部では、台風第19号に係る災害復旧工事（随意契約する工事を除く。）について、原則、難工事指定として発注

⇒ 令和2年度のガイドライン（Ver.15）に限り、県土整備部では、難工事完了実績を当該発注課所のみならず「県土整備部の発注課所」とするなどの運用拡大を検討

(2) 災害復旧工事契約実績を評価

⇒ 令和2年度のガイドライン（Ver.15）から「災害復旧工事契約実績」の加点評価を検討

2 工事成績の評価

⇒ 災害復旧など緊急的な対応が求められる工事を確実に評価するため、「工事特性」の考査項目について、困難な作業環境や社会貢献などへの対応事項において「事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事」、厳しい自然・地盤条件への対応事項において「被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事」の項目を設定

⇒ 県内で甚大な被害が発生した台風第19号に係る災害復旧工事の地域貢献度を考慮し、台風第19号に係る災害復旧工事に限り、「社会性等」の考査項目についてa'以上（1.5点以上）の評価

台風第19号に係る災害復旧工事の不調不落対策

3 技術者配置の対応

(1) 緊急を要する災害復旧を優先して行うための工事一時中止命令

⇒ 台風第19号に係る災害復旧工事に優先した対応が必要な場合、県土整備部では、受発注者間の協議を踏まえた上で、施工中の工事の一時中止を指示し、それに伴う増加費用を計上

(2) 監理技術者等の途中交代

⇒ 台風第19号による被災に起因し、受注者の責によらない理由により工期が延長された場合、工程上一定の区切りと認められた時点においては、監理技術者等の途中交代を認める

(3) 恒常的な雇用関係の取扱い

⇒ 台風第19号に係る災害復旧工事に専任の監理技術者等について、管内業者にあっては、配置可能な技術者がいないなどやむを得ない事情がある場合については、3ヶ月未満の雇用関係であっても差し支えないこととする

4 検査書類の簡素化

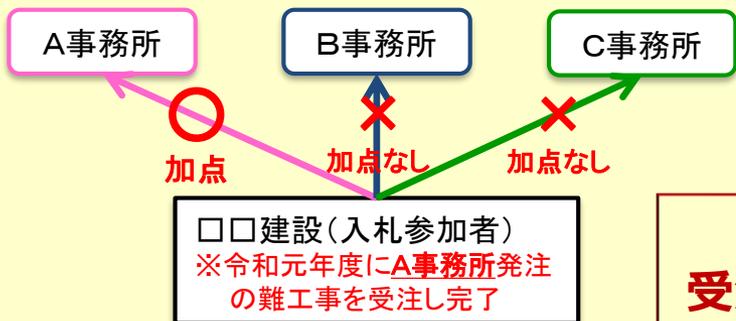
⇒ 台風第19号に係る災害復旧工事については、関東地方整備局で試行されている「検査書類限定型モデル工事」の工事書類（検査に必要な書類）の削減の取組を参考にして、検査書類の簡素化を図る



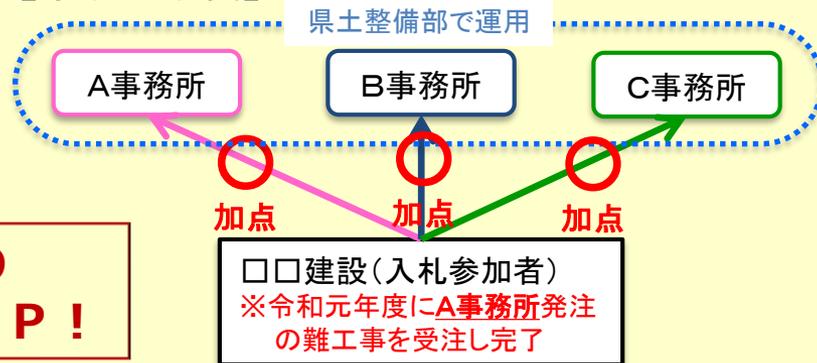
総合評価方式（1）災害復旧工事を難工事として発注（イメージ）

① 評価対象となる発注課所を拡大

【従来】



【令和2年度】



**難工事の
受注意欲をUP!**

② 評価対象となる工事を拡大

【従来】

技術提案型、評価項目選択型、土木Ⅰ型、
土木Ⅱ型、土木Ⅲ型で選択
※平成30年度実績 143件

【令和2年度】

建築型、設備型を除く全ての工事で
難工事完了実績を評価
※平成30年度実績で想定すると 220件

③ 評価対象となる期間を拡大

【従来】

令和元年度	令和2年度	
契約 ← 完了 →	● 公告	○ 加点
契約 ← 完了 →	● 公告	× 加点しない

【令和2年度】

令和元年度	令和2年度	
契約 ← 完了 →	● 公告	○ 加点
契約 ← 完了 →	● 公告	○ 加点



技術者配置の対応

(1) 緊急を要する災害復旧を優先して行うための工事一時中止命令

- ① 県土整備部発注の工事である
- ② 台風第19号に係る災害復旧工事に優先した対応が必要である
- ③ 受発注者間で協議済みである



※令和元年10月18日付け入第706-1号
総務部入札課長通知
※令和元年10月15日付け国土建第286号
国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知

設計変更ガイドラインに基づき工事一時中止を指示し、必要に応じて工期延長を行う
工事一時中止に伴う増加費用を計上

※災害復旧工事の応札前に、施工中の工事の一時中止について受注者から相談があった場合は、可否について検討
※増加費用については、受発注者協議によるが、「工事現場の維持に要する費用」、「工事体制の縮小に要する費用」、「工事の再開準備に係る費用」、「工期延長となる場合の費用」等が考えられる
※一時中止費用の支出実態を踏まえ、常駐人件費を考慮し、基本計上費用（土木一般世話役×中止日数、等）を追加計上

(2) 監理技術者等の途中交代

※令和元年11月21日付け関東ブロック発注者協議会会長国土交通省関東地方整備局通知

台風第19号により

- ① 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合
- ② 工程上一定の区切りと認められた時点



監理技術者等の途中交代を認める

(3) 恒常的な雇用関係の取扱い

※令和元年10月18日付け国土建第296号国土交通省土地・建設産業局建設業課長通知

- ① 台風第19号に係る災害復旧工事である
- ② 管内業者である
- ③ 当該建設業者に要件（3か月以上の雇用関係）を満たす配置可能な技術者がいない



専任の監理技術者等について3ヶ月未満の雇用関係であっても可とする



検査書類の簡素化

※令和元年10月21日付け国土契第25号、国官技第234号、国北予第25号
国土交通省大臣官房地方課長、技術調査課長、北海道局予算課長通知を参考

台風第19号における国土交通省の対応

工事工程表等
44書類



工事品質に係わる資料を中心に
10書類程度に厳選

※検査書類限定型モデル工事の取組を参考に事務の効率化

台風第19号における埼玉県の対応

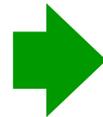
工事工程表等
33書類



出来形管理や工事品質に係わる
資料を中心に**1/3程度**に厳選

検査書類の簡素化の効果

受注者の負担軽減



受注者の受注意欲をアップ°

※「検査書類の簡素化」とは検査に必要な書類を限定するものであって、作成しない書類ではない。